

http://est-j.email since 1993

エステティックジャーナル

2019 4 年間購読制 12ヶ月・月1回発行

NO. 518 年間購読料 6,000円(税込)

発行所 株式会社たぶらす
編集・発行 石坂泰造
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-3 蔵下ビル3F
TEL03-6206-9212 / FAX03-6256-0041
e-mail est@est-j.email

TAKIGAWA ESTHETIC STORE

タキガワエステストア

www.t-esthe.jp

Main Contents

- 永久保存版・「無資格施術」指摘を受けたときの重要文書・・・1、2面
- エステティックリフレーミング塾・・・3面
- 大気汚染対策サプリ登場・・・4面
- 「奇跡の体内時計ダイエット」・・・4面
- 「Hot Tab ホットタブ」・・・4面
- 連載・「鍼灸師SHOKO治療院」・・・6面
- AEA 最新活動レポート・・・7面
- 顔のCゾーンはシミ集中ゾーン・・・7面
- 「キレイモ」佐伯真唯子CEO・・・7面
- 滝川から「レ マリン イドラタン」・・・7面
- アーユルヴェーダメソッド・・・9面
- ビューティケアセラピスト講座・・・11面
- 草野由美子のお役立ちコラム・・・13面
- 稲川竜生の「健康美人塾」・・・14面
- 連載・平垣美栄子の植物療法・・・15面

エステティシヤンの「脱毛施術」が医師法に反しない合理的な理由
 エステティシヤンの「フェイシャル」が理美容師法にあたらぬ合理的な理由
 エステティシヤンの「メイクアップ」が美容師法にあたらぬ合理的な理由

保健所などから「無資格施術」の指摘を受けたときに準備しておく重要文書

日本では、「エステティシヤン」の公的資格制度が確立されていないため、類似する業種である理美容師法あはき法あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師に関する法律)、医師法などから、資格を侵害しているのではないかとという指摘をされるケースがある。その指摘が、保健所などの公的機関か

らの場合は、どう対処すべきなのか分からないのが現実である。今回、ここで紹介する文書は、NPO法人日本エステティック機構(経済産業省の支援を受けて、第三者の立場から、サロン認証、試験制度認証、機器認証等の事業を実施)の設立当時、平成十九年(二〇〇七年)、八月、

厚生労働省医政局医事課ならびに厚生労働省健康局生活衛生課より、エステティシヤンの施術が、医師法や理美容師法にあたらぬかを、文書で求められ、それに回答したものである。平成十九年当時の回答文書なので、脱毛に関しては、現在(美容電気脱毛、美容ライト

脱毛は、医療脱毛とはつきり区別され、合法の範囲で施術)とは、ニュアンスの異なる部分もあるが、エステティシヤンが行う「脱毛施術」、「フェイシャル施術」、「メイクアップ」について、その合理的理由が示されている。何かの時は、ぜひ参考にして活用していただきたい。

永久保存版

エステティシヤンの「フェイシャル施術」が理・美容師法にあたらぬ合理的理由

フェイシャルは、エステティック業が行う「手技又は化粧品、機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術」(総務省「日本標準産業分類」大分類Q/中分類82/小分類829/細分類番号829c)としての全身美容の一部としてエステティックで行っています。エステティック

業が、顔面を含む全身美容を行うことは「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え又は体重を減じるための施術を行うこと」として、特定商取引に関する法律によっても認められているところであり、顔面の表面上の美化のみを目的とする「顔の刈込、顔そり等の方法により、容姿を整

える」理容(理容師法第1条の2第1項)や「パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくする」美容(美容師法第2条第1項)とはその目的、方法及び対象を異にしており、貴省(厚生労働省)が出された通知(昭和42年2月16日環境第7

【2面に続く】

【一面より】
030号)においても、美容師法第2条第1項規定する「美容」は「パーマ・トウエーブ、結髪、化粧等方法」によるものに限られており、通常首から上の髪を美しくするものであり、全身美容は現行の美容師法における「美容」には該当しないとされています。

エステティシャンの「メイクアップ施術」が美容師法でいう「化粧等」にあたらぬ合理的な理由

エステティックで修得するメイクアップ技術は、エステティックの施術後の身だしなみ程度であり、一般消費者が自ら行うメイクアップと本質的に差異はありません。花嫁メイク、パーティメイクなどの美容師が業として行う特別なメイクアップではありません。

エステティシャンの「脱毛施術」が医師法に反しないことの合理的な理由

脱毛とはむだ毛処理のことで、エステティック業が行う「手技又は化粧品、機器等を用いて、人の皮膚を美化し、体型を整えるなどの指導又は施術(総務省「日本標準産業分類」大分類Q/中分類82/小分類829/細分類番号8292)であり、全身美容の一部としてエステティックで行っています。

「ワックス脱毛について」

エステティシャンの認証にあたって、2007年5月の指針で必要な修得技術とした「ワックス脱毛」は、昔からエステティックの基本技術として行われてきた物理的の毛を抜く方法の一つであり、その方法の安全性、簡便性から医師法には触れないものと認識されています。

「美容電気脱毛について」

エステティックで広く行われている美容電気脱毛に関しては、かつては様々な意見がありました。第141回国会・衆議院厚生委員会(平成9年11月26日)において、次のような厚生省の解説・提言が示されました。

「美容」には該当しないとされています。エステティックでは、全身美容としての手技構成を組み、胸、首、背面、顔面等に対し、あくまでも肌や身体を健康的で美しい状態に保護、保持するために、単なる顔面だけの表面上の美化行為とは異なった手技による施術

総合美を追求するエステティシャンとして顧客にアドバイスするなど、メイクアップなどの知識や技術はむしろ必要なことと考えています。また、エステティックサロンでは、化粧品販売を行っているところもあり、貴省から出された通達(昭和28年10月10日、28公第10405号)でも、その目的が化粧品販売である場合にはその使用は違法ではないとされています。従って、エステティックサロンで行うメイクアップは、そうした観点からも美容師法に抵触するものではないと考えられています。

①電気脱毛は医療行為であるとの見解がされているがその後の機器の進歩、技術の向上等により可罰的違法性がなくケースもあがり一律に取り締り対象にならない。
②業界団体は自主的に技術水準の向上及び営業の適切化を図るべきである。

これらの提言を受けて、業界団体としてはエステティックにおける安全な美容電気脱毛を確立すべく美容電気脱毛技能検定試験制度を1999年に創設しました。同試験はすでに9年間の実績があり、登録者も6609名に上がっています(2008年1月現在)。

こうした業界団体による自主的な技術水準の向上及び営業の適切化の努力結果、近時は関係行政機関からも「エステティックには業法がないので業界団体自ら自主基準を作成し遵守することが重要である。業界団体が自主的に消費者の安全を確保することに努め、業の健全な育成のために努力してもらいたい」との提言をいただきました。

業界団体では、これらの関係行政機関から

行為を行っています。従って、業界団体としては、フェイシャルは美容師法の概念に抵触行為とは考えておりません。

公第10405号)でも、その目的が化粧品販売である場合にはその使用は違法ではないとされています。従って、エステティックサロンで行うメイクアップは、そうした観点からも美容師法に抵触するものではないと考えられています。

このように厚生省の提言に沿って業界では自主的に技術水準の向上に努めてきた結果、安全性の高い脱毛器を用いて、安全に行うことのできる技術を持った技術者が行うというエステティックの美容電気脱毛が確立されました。この条件を満たす安全性が確保された美容電気脱毛であれば、医療行為すなわち「医師の医学的判断及び技術をもつてするものでなければ人体に危害を及ぼし、または及ぼす恐れのある一切の行為(昭和39年6月18日医事44の2)」にはあたらないので、現在に至っては美容電気脱毛は、医師法に違反するものではないと認識されています。

「レーザー・光脱毛について」

一方、近年消費者ニーズの高まりの中、エステティックで広く行われているレーザー・光脱毛については、平成13年11月8日に「用いる機器が医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部分に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為」は医療行為であるとの通達(医政発第105号)が貴省から出され、その後業界では通達に抵触しない範囲で行う脱毛法を研究してきました。また、平成14年から16年にかけて日本エステティック研究財団では、医師や専門家で構成された委員会、レーザー・光脱毛について通達に抵触しない範囲での臨床試験を行い、皮膚トラブルもなく安全に実施できることが確認されました。

業界団体としては、貴省から出された通達に抵触しない脱毛を消費者に提供するために、財団の臨床試験結果に準拠する範囲であることや機器の安全性を確保するため、平成19年11月から有限責任中間法人日本エステティック工業会が「レーザーライト美容脱毛機器適合審査制度」を開始しました。これは、「エステティックサロンにおけるレーザー等を利用した脱毛器の安全性について」の報告書(平成16年7月東京都商品等の安全問題に関する協議会)の中で、業界団体による安全向上への自主的な取り組みの促進が促されたこともあって、客観的に機器の安全性を評価する本制度を開始したものです。

また、現在、業界ではレーザー・光脱毛についての自主基準を作成中で、適正な技術者の教育養成制度策定にも鋭意取り組んでいます。さらに、セフティー・ネットとして医師との提携の在り方も検討中です。

このように業界団体としては、エステティックでは通達に抵触しない範囲で行うことを大前提として、消費者の安全・安心の確保のため、機器の安全性確保、技術者の技術水準向上、業界自主基準遵守、セフティー・ネット構築に取り組んでいるところであり、業界内にこれらを徹底させることに全力で取り組んでいくつもりです。